令和4年第4回定例会

千歳市議会会議録

第4日目（令和4年12月12日）

◆12番北山議員　ちとせの未来を創る会、北山でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目1、市長の政治姿勢について、中項目の1点目、指定管理者制度の在り方についてお伺いをいたします。

指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的として、地方創生、地方分権推進の流れの中で、2003年の地方自治法改正で導入されました。

ただし、この際に改正された条文は僅か1か条であり、業者の選定、指定の基準、業務の範囲、透明性の確保など、制度の運用と具体性については、全て自治体独自の運用に委ねられ、今日に至っています。

それ以前、公共施設は自治体が管理し、委任はできないものとされ、管理委託契約を行う場合でも、委託先は公共団体や公共的団体、出資法人に限られていました。

しかし、指定管理者制度では、法人その他の団体として、株式会社や公益法人、ひいてはNPO、町内会などの任意団体にも委任が可能となっています。また、従前の管理委託制度では、法令等に基づき、受託者と公法上の契約関係が生じましたが、指定管理者の指定は行政処分であり、契約行為ではないため、入札の対象となりません。

その選定は、公の施設の適正かつ効率的な管理を可能とするものでなければならないことから、指定の手続は条例で定め、該当施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間などの項目について、議会の議決が必要とされました。

なお、指定自体は議会ではなく、市長が行うものであり、議会は、市長の指定の提案に対する賛否を議決します。入札行為のように厳格な法の縛りがない分、指定管理者の選定が制度

の趣旨に合致しているかどうかを適切に判断する責任の多くは、議会に委ねられることになります。

以上、指定管理者制度の特徴について前置きをさせていただき、本題に入ります。

私は、これまでも当市の指定管理者制度の運用について、疑問点を再三にわたりお伺いしてきました。競争性が発揮されない１者のみの応募となった場合の取扱い、選定委員会において市の内部委員が過半数を占めている問題、あるいは、選定過程の情報開示や選考過程、モニタリングにおける市民参加などについてです。

その後、若干の変更はあったのかもしれませんが、これまでの質問で腑に落ちた答弁もありませんでしたし、目覚ましい改善もなされていないと受け止めております。

そこで、私は、今回の質問をするに当たり、議会事務局の御協力もいただき、当市を含む人口９万人以上１１万人未満の全国５１市と、人口５万人以上で特例市に至らない道内１０市の計６１市に対して、１５問から成る指定管理者の取扱いに対する調査をお願いし、うち５６市から回答を得ました。

各市からの回答は膨大な量になりますので、質問のみお手元に配付をさせていただきました。よろしければ、参考まで御覧ください。

この調査の結果、回答いただいた５６市全てが指定管理者制度を導入しており、私の想像以上に、自治体独自の運用が行われていることも把握できました。この調査の結果から見えてきた模範とすべき運用をされている自治体の事例を交えて、事業者選定における透明性の確保と市民意見の反映という観点から、改めて制度の運用諸般について具体的に掘り下げてお伺いをしたいと思います。

まず、初めに、指定管理者制度の公募の在り方や公募の適用が、必ずしも望ましいとは感じられない施設について伺います。

委託契約における受託者の選定は、一般競争入札が原則ですが、先ほども述べたように、指定管理者制度においては具体的な規定はありません。しかし、たとえ公募結果が１者のみであっても、重ねて同じ事業者に委任することは、委託契約に当てはめるならば、特例中の特例である随意契約に当たり、好ましい選定方法でないことは言うまでもありません。

今回の調査で、現在、非公募、いわゆる特命扱いで指定管理を行っている施設数、また、公募の結果、単一事業所の応募のみで指定を行っている施設の有無を尋ねたところ、条例や施行規則などに理由をうたって非公募で指定管理者の指名を行っている自治体は、５６市中５

４市、行っていないのは、千歳市と愛知県の１市だけでした。

一方、単一応募者しかいないケースで指定管理者を委任している自治体は、当市を含めて４３市、行っていない市は１３市でした。

さて、現在、千歳市では、１７に分類した公共施設を指定管理者制度によって運営していますが、そのうち単一事業者の応募のみで委任している施設が１２、制度導入当初から実質的に指定管理者が変わっていない施設が九つあります。

その中で私が疑問に感じている施設の一つが、今定例会の議案にも上がっております在宅福祉総合センター、通称新富ほっとす及び祝梅在宅福祉センター、通称祝梅ほっとすです。

これらの施設は、当初から一貫して千歳市社会福祉協議会が指定管理者となっておりますが、法の規定に準じた介護保険事業を実践する上で、民間事業者のノウハウを競わせ、サービスを変える必要があるのか、また、受託者が変われば、どの程度の経費節減が見込めるのか、私には、これらの施設に対し、指定管理者制度によって公募を行うメリットが理解できません。

介護保険事業については、要介護者の介護度に応じて定められたサービスを、偏りなくフラットに、切れ目なく提供することが求められるはずであり、仮に5年ごとに受託者が変わったとすれば、突然サービスの内容や担当者が変わることによって、逆に利用者が戸惑い、不安に陥るデメリットのほうが大きいものと感じます。

今般の指定管理者選定においても、市が示した5年間の指定管理料上限額9,525万5,000円に対して、唯一の応募者である千歳市社会福祉協議会が示した提示額は、僅か5,000円違いの9,525万円であります。これらを勘案すると、実質的には単なる業務委託にすぎないのではないのかと考えざるを得ません。

そこで、お伺いをいたしますが、この新富ほっとす及び祝梅ほっとすの運営を、指定管理者制度による公募方式で行わなければならない確たる理由は何でしょうか。

次回以降も指定管理者制度を継続するならば、社協以外にどのような事業者が手を挙げ、従来とは異なる介護サービスの提案をしてくれることを期待するのかについて伺います。

また、今後においても、社協以外に手が挙がる見込みがないのであれば、職員の雇用継続や将来への適切な設備投資を促す上でも、かつての福祉サービス公社時代のように、長期間の委託契約に切り替えるほうが、安定的な事業運営が担保できるものと考えますが、市長の御所見をお聞かせください。

次に、もう一つ疑問を感じる施設が、市営牧場・育成畜舎です。

こちらも当初から、道央農業振興公社が一度も交代することなく継続しています。

地方自治法の規定によれば、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、正当な理由がない限り、住民が利用することを拒んではならない。また、住民が利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないとされています。つまり、法の解釈によれば、公共施設の全てが、イコール公の施設ではなく、基本的に市民が日常利用できることが前提ということになります。

しかるに、市営牧場・育成畜舎は、地域の酪農家から子牛を預かり、搾乳できるまで育成することを主たる目的としており、事故防止、また、防疫上の観点からも、市民がふらっと訪れて気軽に立ち入ることのできる性質の施設ではないものと感じます。

実際に当該施設の管理業務仕様書を拝見しましたが、管理基準に関する事項の欄に、指定管理者は、施設の管理上適当でないと認める者に対し、施設への入場を拒否し、または、施設からの退場を命ずることができると明記されています。

観光牧場ならともかく、不特定多数の市民が入場できない施設を公の施設とみなしている根拠をお示しください。

この施設も、現指定管理者以外に今後手が挙がる見込みがあるとは思えないのですが、やはり公募にこだわる理由があるのか、重ねて伺います。

また、指定管理者制度を用いるべき公の施設の規定は条例の中にありませんが、どのような協議過程を踏み、どなたの専決によって指定管理者制度を適用する施設を決定しているのでしょうか。これらも条例の中に明記することが望ましいと感じますが、御所見を伺います。

さらに、条例第5条では、指定管理者の候補者の選定の特例として、公募申請がなかった場合や公募を行わないことに合理的な理由がある場合、出資団体等を指定管理者の候補として選定することができると定めていますが、委任先を管理委託契約を行う場合と同じ出資法人に限定している理由について伺います。

次に、以前にもお尋ねをした公募事業者の選定過程における情報開示について伺います。

執行部の選定結果が市民の利益に反していないかどうかを議会が適切に見極めるためには、選定過程がブラックボックス化されたまま、選定結果のみが議会に示される現状の方法ではなく、候補者の絞り込み理由から選定委員会での協議過程まで、より多くのリソースを随

時議会に提示していただく必要があります。

昨年の第3回定例会に付議された千歳市体育施設の指定候補者団体選定結果については、落選した民間団体が、全国で400以上もの指定管理施設運営の実績を持ち、かつ、5年間のトータルで1億1,000万円以上も低い指定管理料を提示していた事実を踏まえ、所管委員会においても、選定の合理性について、複数の委員から疑問が投げかけられました。

私も、市のOBがいて指定管理を継続してノウハウを蓄積している団体と初めて手を挙げる応募者とでは、対等な戦いにならないのではないかと懸念を示し、選定委員各位の採点表と評価内容を開示していただきたいとお願いしましたら、委員の名前を伏せても、評価内容を開示することはできないとのけんもほろろの回答でした。

このことから、議決においては、私を含む5名の議員が、現指定管理者の指名に反対をいたしました。

冒頭で申し上げたとおり、指定管理者制度の運用において、現在のところ、議会の関与は、公の施設の設置、管理を条例で定めることと最終的に指定管理者の指定を議決するところの、入り口、出口の部分しかありません。

選定委員会での審査過程について検証を望んでも、そのすべがありません。これは、市民の知る権利、それを代議する議会の権能を軽視し、阻害するものと受け止めます。

今後については、選定委員会の議事録を都度開示し、所管委員会において進行状況を報告すること、あるいは、各選定評価項目、財務諸表などを同じフォーマットで比較検討できるよう、応募団体申請概要の様式を改めることなどを強く求めますが、御所見をお示しください。

次に、今回、資料請求を行ったところ、市の指定管理者となっている14の事業者のうち8事業所に、現在、市の退職者が22名在籍しております。

この中には、最終役職で特別職であった方2名、部長職にあった方5名が含まれておりますが、恐らく現職のときに選定委員会の委員となった経歴がある方もいらっしゃるものと推察いたします。

このような元幹部職員が在籍する事業所が指定管理者として公募に手を挙げた場合、現職であった際に、選定委員会での手続の流れを知り、審査そのものも経験している以上、断然、優位にプレゼンテーションを進めることが可能となります。現実として、これらOBが在籍する事業所が、過去当市の指定管理者の公募で落選したことはないと記憶しております。

この不公平を是正しなければ、応募しても到底勝ち目がないと敬遠され、民間事業者の参入意欲をそぐきっかけともなり、実質的に1者随契のような形骸化した指定管理者選定が今後も増えるのではないかと懸念されます。

千歳市からいただいた調査結果によれば、以前の質問で導入を提案したサウンディング調査も行われていないようですが、公募に参入してくれる事業者を増やし、指定管理者制度をより効果的に、かつ公正に運用するため、庁内でどのような検討を行ってきて現在に至るのか、その後の経過をお尋ねします。

次に、千歳市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する条例第9条に規定された、附属機関である選定委員会についてお尋ねをいたします。

要綱第2条の規定により、現在の選定委員は、副市長、企画部長、総務部長、当該公の施設の所管部長並びに学識経験を有する者4名の計8名となっております。

学識経験者はともかくとして、市の内部委員4名については、それぞれどのような専門的知見を期待して選任をされているのか、まず、御教示ください。

私が、6年前の第4回定例会で、初めてこの指定管理者制度に関する質問をし、委員の過半数が行政内部から選出されていることへの疑問と、選定委員に利用者代表として市民を加えていただくよう提言をした際には、附属機関の委員の選任においては、所管部署において可能な限り公募を行い、専門性や客観性、中立性の確保が必要な場合においては、推薦や依頼により行ってきているとの答弁がありました。

しかしながら、この指定管理者選定委員会に関しては、いまだに公募等による市民の参加はありません。

今回の調査で、各市の選定委員の内訳を調べましたところ、56市の回答中、委員定数を定めていない9市を除く48市の内訳では、市の現職や特別職を除く外部委員が過半数を占めている市が21市ありました。さらに、その中には、内部委員をゼロにしている市も7市ありました。

そのうちの一つ、岐阜県の可児市は、条例の中に、委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱すると定め、学識経験者1名、専門的知識を要する者2名、一般市民2名の計5名で委員会を構成しており、施設の属性に応じて3つの委員会を設置しております。

また、愛知県の日進市も、条例の中に、審査委員会は、委員6人以内をもって組織し、審査

委員会の委員は、市長が任命すると規定し、学識経験者２名、専門的知識を要する者２名、一般市民１名の計５名で委員会を構成しています。

一方、千歳市は、条例第９条の中で、選定委員会を置き、選定委員会の組織運営等に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしておりますが、その必要事項は要綱に定めています。

なぜ、法規的拘束性を持たず、単なる内規にすぎない要綱に手順を定めるのでしょうか。施行規則をつくって、その中に指定管理者制度で運用すべき施設名称その他の必要事項をしっかりと明記すべきではないかと感じますが、今のような取扱いとしている理由を伺います。

また、先に述べた４８市のうち、選定委員会の委員に専門的知識を有する者を加えている市が２７、一般市民を加えている市が１１、利用者代表などそれ以外の外部委員を加えている市が７市あります。市の内部職員が委員に加わらなくても選定手続に支障がないことを、これらの自治体は証明しております。

これらの事実を踏まえ、改めて選定委員の中に市民を加える意義について、市長の御見解をお聞かせください。

私は、今回、改めて、選定委員会は指定管理施設ごとに設置し、市の内部委員を減らし、選定委員の中に、新たに当該施設の管理運営について専門知識を有する者及び利用者代表の市民を、最低１名ずつ加えることを提言いたします。

行政の意思決定に市民参加を促すことは、市民協働の観点からも、今後の市政運営において重要な課題と思料いたしますが、市長の御見解は従前とお変わりはないのでしょうか、お伺いします。

さらに、この件に関して、もう一点確認をしておきたい点があります。

地方公務員法第３８条の２では、再就職者による依頼等の規制という規定があります。この法文の解釈について、総務省自治行政局から出されている資料を読みますと、離職後に営利企業等に再就職した元職員、すなわち再就職者は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする、または、しないように要求または依頼すること、いわゆる働きかけが禁止されますとあります。

千歳市でも、この法改正を受けて、千歳市職員の退職管理に関する条例を２０１６年度から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでいるとのことであります。

ここで禁じられている働きかけとは、具体的にどのような要求、依頼行為を指すのか、また、千歳市では、いずれのタイミングでこの退職管理に関わる教育を職員に対して行っているのか、伺います。

さて、この法文にある営利企業等の解釈については、一般に非営利法人も含まれるとのことでありますので、現在、市の指定管理業務を委任されている社会福祉法人または公益財団法人も、営利企業等に該当するという解釈になるかと思います。

一方、気になるのは、同じ法文中にある、当該営利企業等またはその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務の解釈です。

この資料には、契約等事務とは、1、再就職者が在籍している営利企業等またはその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、2、当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことを言いますと書かれてあります。

契約については、本文のままですので理解できますが、2つ目の当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務には、指定管理者の委任に関する行政処分も含まれると理解してよろしいのでしょうか、市長の御見解をお尋ねします。

最後に、指定管理者の管理運営状況に関するモニタリングについて伺います。

モニタリングは、指定管理者によるサービスの履行に関して、条例や協定等に従い、適切なサービスの提供が確保されていることを確認するために、受託者及び委任した自治体、第三者機関が日常的に監視するものであり、必要な場合には指導や助言が行われるものと理解をしております。

指定管理施設については、毎年度、このモニタリング結果が公表されておりますが、各施設のモニタリング結果を見ても、おおむね高評価に終始しており、指定管理者が変わった施設においても、以前の指定管理者と現在の指定管理者でどのような変化があったのか、利用者の評価は高くなったのか、低くなったのか、全く分かりません。

利用者の評価は、主にアンケートによって把握しているようですが、調査手法は、全ての施設で同じなのでしょうか。

また、モニタリング結果によって、過去実際に指導や改善を求めたケースはないとのことですが、モニタリング結果から蓄積したノウハウは、データベース化するなど改善に利用されているのでしょうか。

また、今回調査を行った中では、静岡県三島市のように、モニタリングに関する詳細なガイドラインを定め、第三者による外部評価委員会を設置している自治体もあります。

このように、利用者や第三者の客観的評価を取り入れることにより、委任者である市と受託者である事業者の、モニタリング結果の信憑性がより高まるものと思いますが、このような制度を導入する意思はないでしょうか。

指定管理者制度の導入時、2002年に内閣府の総合規制改革会議において、民間にできるものは官は行わないことが提言されました。

この趣旨を正確に理解すれば、まず、民間でも管理運営が可能な公の施設と行政がコントロールしなければ成り立たない施設を明確に分類定義し、前者については、指定管理者制度による公募を原則とし、後者に属する施設については、委託契約を原則として管理運営すべきことは明白です。

指定管理者制度が導入されてから既に20年が経過し、外部の目や市民参画を得ながら粛々と行政改革を進めている自治体と、あくまで行政主導型の運営に固執している自治体との差は、今回、私が行った調査結果からもはっきり読み取ることができます。

これから先、日本社会がいばらの道に踏み込んでいかざるを得ない中で、刻一刻と変化する時事情勢や市民ニーズを敏感に察知して、臨機応変に変化できるか否かが、地方自治体の命運を分けるものと感じます。

今般の調査で、指定管理者の自主事業の取扱いを認めるかとの問いに、原則認めないと答えた自治体は1市だけでした。

公共施設だから赤字を垂れ流しても仕方がないという時代錯誤な認識は、今の時代には通用しません。これは、出資団体が管理する施設であっても同じことです。

指定管理者制度は、公の施設の運営に当たり、官の発想、ノウハウでは実現できないサービスを提供し、経費を抑えて効率的に施設の利用者数を増やし、利便性の両立を図るために導入された制度です。これらの効果が期待できず、自治体が直営で行うものと大差のない内容であれば、指定管理者制度を活用する意義はありません。

今回、私が行った指定管理者の選定に関する調査結果から、千歳市に足りないと感じるものは、総じて指定管理施設の運営に対する利用者、第三者の視点です。

今回の質問を機に、ただいま、るる申し上げたような諸課題の改善により、市民や議会が納

得できる選定プロセスの見える化を、より一層図っていただくことを熱望して、私の一般質問を終わります。

○山崎議長　10分間休憩いたします。

（午後3時06分休憩）

（午後3時17分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◎山口市長　ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度の在り方について、在宅福祉総合センター等の公募方式の理由についてお答えいたします。

在宅福祉総合センター及び祝梅在宅福祉センターについては、公の施設であることから、その管理については、直営もしくは指定管理制度によることとなりますが、施設の包括的管理や費用などの合理性を考慮の上、指定管理者制度を導入しているところであり、市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に基づき、公募を行っているものであります。

次に、事業者への提案の期待についてでありますが、当該施設の指定管理業務は、施設管理業務のほか、介護保険事業、障がい福祉サービス事業、受託事業、自主事業を実施する内容となっております。

介護保険事業におきましては、介護保険法等に定められた内容で事業を実施することが基本でありますが、通所介護においては、事業者ごとに工夫したレクリエーション等を実施すること、また、介護保険事業の利益を財源とする自主事業におきましては、指定管理者が創意工夫により、高齢者福祉などに必要なサービスを新たに創出するなど、民間事業者等のノウハウを生かしたサービスの充実等を提案していただくことを期待しているところであります。

次に、長期間の委託契約への切替えについてでありますが、当該施設においては、公の施設としての位置づけから、地方自治法上、必要な行政処分や施設管理を行うためには、指定管理者制度に基づかなければならないことから、以前の福祉サービス公社時代と同様な長期的な委託契約によることはできません。

また、他の自治体等で行っている非公募による指定管理者の選定につきましては、様々な事例があると承知しておりますが、本市の在宅福祉総合センター等の指定管理におきましては、他の民間事業者等の参入の可能性もあることから、直ちに非公募とすることには、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、市営牧場・育成畜舎についてお答えいたします。

初めに、不特定多数の市民が入場できない施設を公の施設とみなしている根拠についてでありますが、地方自治法第244条第1項においては、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり、当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設となっておりますが、この場合の住民は、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民であってもよいとされております。

千歳市営牧場・育成畜舎は、1年を通じて育成牛の預託を受け、健康管理を行いながら育成に努めておりますが、このことにより、酪農業における労働の省力化と生産コストの削減を図り、経営の向上に資することを目的に設置しているところであります。

公共牧場は、乳用牛の集団育成や共同放牧、飼料提供の場として、不採算部門である育成部門を行政が担うことにより、酪農業の振興を図ることを目的として、昭和40年代から、国や道などによる草地開発事業により全国に創設されてきたところであります。

育成牛は、酪農経営を持続していくために大変重要なものである一方、収入は得られない部門であり、当該施設で受け入れることは、酪農業の振興のため合理的であるものと考えており、当該施設については、公の施設であるものと判断をしております。

次に、公募を行う理由でありますが、当該施設の指定管理業務は、牛の飼養管理、採草地、飼料畑の生産管理、施設や機械等の維持管理などであり、本指定管理業務におきましても、他の民間事業者による参入の可能性もあるものと考えております。

その管理については、在宅福祉総合センター及び祝梅在宅福祉センターと同様に、市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に基づき、公募を行っているところであります。

指定管理者制度を導入したことにより、千歳市営牧場・育成畜舎の業務が効率化され、利用者サービスの向上や充実が図られており、酪農業の振興につながっているもの、このように考えております。

次に、指定管理者制度導入施設の決定経過等についてお答えいたしますが、制度を導入す

る施設につきましては、それぞれの施設設置条例において、指定管理者の管理を行わせることができる施設であり、指定管理者が行う業務、指定管理の期間などを定めており、指定管理施設につきましては、市のホームページにおいて施設一覧を公表しているところであります。

次に、公募申請がない場合の選定の考え方でありますが、応募団体がないなど候補者がいない場合は、当該施設の管理運営に支障が生じないよう、特例的な措置として、応募資格に係る欠格事項に該当していないことが明らかであり、市と連携して施設の管理運営が可能と認められることから、市が出資している法人等に限定しているところであります。

次に、選定過程における情報開示についてでありますが、指定管理者選定委員会の選定過程を公表するに当たり、発言者が特定されることは、各委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや、団体の技術的情報や信用情報も含まれる場合があることから、議事内容の全てを公表することは難しいと考えているところであります。

このことから、個人が特定されない形で委員ごとの評価内容を公表しておりましたが、評価項目ごとの説明になっていないなど、比較しづらい記載となっていたことから、今年度、評価項目である、団体に関する事項、管理運営に関する事項、事業収支計画に関する事項、地域との連携に関する事項の4つの項目ごとに、委員それぞれの批評を掲載し、どのような視点で評価したのかを示せるよう、記載内容を改めたところであります。

選定過程の公表内容や応募団体の申請概要の様式を検討することは、よりよい制度運用を図る上で必要と考えていることから、分かりやすい公表内容や資料となるよう努めてまいります。

次に、効果的、公正に運用するための検討の経過についてでありますが、平成18年度の指定管理者制度の導入以降、制度の運用に関する見直しを行ってきており、主な内容としては、応募事業者を増やす取組として、応募期間の延長や周知方法の拡充を図っております。

効率的、公正な制度運用に向けては、モニタリング指針の作成、外部委員の導入、指定管理期間の延長、申請団体のプレゼンテーションの導入、選定評価におけるサービス向上及び地域貢献を重視した点数配分の見直しなどを行ってきたところであります。

次に、選定委員会内部委員の選任理由でありますが、副市長については、施設の設置目的や地域の実情を把握する観点から、各所管部が管理する公の施設の設置責任者として、企画部長については、施策の総合調整に関する役割を担っていること、総務部長については、指定管理者制度全般を担当していること、施設所管部長については、当該施設の状況を熟知し

ている観点から、それぞれ委員に任命しているところであります。

次に、指定管理者制度に関する施行規則の制定についてでありますが、指定管理者制度については、地方自治法第244条の2第3項において、地方公共団体は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができるとしており、本市においては、指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項を、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に定め、各施設の指定管理者制度の導入については、施設の設置条例において、指定管理者による管理、業務内容、指定期間などを定めているところであります。

その上で、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に規定する指定管理者の選定に関し必要な事項を、千歳市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に係る要綱に規定しているところでありますが、要綱については、重要な内部事務を処理する上で統一的な処理を行うための決め事であり、本要綱に規定している内容は、候補者の選定に関して必要な事務処理方法を定めたものであることから、要綱として定め、公表しているものであります。

次に、選定委員選任の考え方及び市民委員の選任についてお答えいたします。

附属機関等への市民参加は、利用者目線における意見が期待できるものと認識しておりますが、指定管理者の選定においては、指定管理者として適した団体を見極めるため、応募団体の業務遂行能力、提案事業の実現可能性、収支計画の積算根拠の妥当性、適切な労働者の人員配置等の観点から、限られた期間で評価を行う必要があるなど、選定委員については専門性が求められるものと考えていることから、市民からの選任は行っておりません。

専門職につきましては、今後、社会情勢が変化する中で、多様な提案がされることも予想されることから、どのような構成がよいかも含め、調査研究したいと考えています。

次に、再就職者からの、いわゆる働きかけの具体的内容及び周知についてでありますが、働きかけとは、元職員がその立場を利用して、契約を有利にするよう要求することや、認可基準を満たしていないにもかかわらず、許可を要求するなど、現職員に対して、その職務上の行為をさせるように、または、させないように要求する行為であります。

名刺の配付や契約、入札、許認可などに関する一般的な問合せや事務手続などについては、これに当たらないものとされています。

また、退職職員の周知につきましては、再就職情報の届出義務や再就職者に課せられる規

則等について再確認するとともに、その理解を深めるため、職員の退職時に改めて周知を行っています。

次に、地方公務員法第38条の2に規定する契約等事務の解釈についてでありますが、元職員の再就職先企業等との間で締結される契約や当該企業等に対して行われる許可や認可等の処分に関する事務とされており、指定管理者の委任に関する行政処分も、これに含まれるものであります。

次に、利用者評価の手法及び運営改善についてでありますが、指定管理者は、千歳市指定管理者モニタリング指針に基づき、全ての施設において、実施事業及び内容、年間利用者数、事業収支、管理運営状況、自主事業の達成状況、市民サービスの向上を図るための取組、評価総合コメントの7項目についてモニタリングを実施しているところであります。

そのうち、利用者の評価については、指定管理者が行う利用者アンケートと市が実施する独自のアンケートにより確認しているところであり、指定管理者が行うアンケートにより把握した要望等については、改善等の実施状況も含め、モニタリングの内容に反映しているとともに、市のアンケート結果につきましても、指定管理者に伝え改善等につなげております。

次に、モニタリングの外部評価についてでありますが、利用者等の客観的評価につきましては、毎年、指定管理者が行っている利用者アンケート及び市が実施する独自アンケートにより、指定管理者に対する評価、要望や提言等を受け、次年度の管理運営に生かす仕組みとなっており、アンケート結果における満足度も高い水準にあることから、現時点で外部評価委員会の設置については検討しておりませんが、今後も施設の状況を踏まえ、モニタリングの在り方も含め、指定管理者制度のよりよい運用に努めてまいります。

私からは、以上です。

○山崎議長　暫時休憩いたします。

（午後3時32分休憩）

（午後3時32分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◆12番北山議員　丁寧な御答弁、ありがとうございます。

今、御答弁をお聞きして、確認をさせていただきたい点が二、三ありますので、お話をさせて

いただきます。

まず、市営牧場・育成畜舎の部分ですね。

これを公の施設とみなしている理由についての中で、昭和40年代から幼牛の育成を行って、これがもうからないので、行政がそこに関わらなければならないという御答弁があったのですが、もうからないから行政がやらなければならないとなると、先ほど本編で申し上げたように、そこのところが指定管理業務として、効率性を重視するということになるのかどうか、それこそ、これは委託契約によって行うという従来のやり方、昔ながらのやり方で運営するほうが妥当なのではないかというふうに逆に思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

◎大和産業振興部長　お答えいたします。

不採算部門ということで御答弁させていただいたところですけども、子牛については、牛乳が搾れないので収入がない。その一方で、労力もかかって、さらに経費もかかるということで、不採算部門ということで申し上げたのですけども、そこを酪農家ではなく、行政が行うことによって、酪農業の労働力の省力化、それから、生産コストの削減を図って、最終的に一番の目的は、経営の向上に資するということを目的として市営牧場が設置されているということでありますので、不採算部門ということでありますけれども、目的としては経営の向上、最終的には、酪農家の経営の向上に資するというところを目的としているということでございます。

◆12番北山議員　そこのところは、経過を見せていただきたいと思います。

次に、指定管理者制度の手順を要綱に定めている理由の部分、ここについては、各施設の設置条例の中にうたっているので、その他の部分については要綱でというような御答弁だったかと思いますけれども、申し上げたとおり、要綱というのはあくまでも行政内部の内規ですから、それに対して法的な何の拘束力もないわけですよね。なぜそこに基本的な取扱いが、先ほどの委員構成から含めて、定まっているのか。

これが規則であれば、少なくとも基本的には市長専決されるということが前提になります。ただ、要綱の場合ですと、副市長でも所管部長でも、誰が専決しても別に構いませんし、そこの中をどのように、いつ、どういうふうに改正しても、議会に対する報告義務も基本的にはありません。

それから、市の例規類集にも載せる必要がないと、実際に今回調べましたけど、条例は載っていますが、要綱は載っていない。

だから、我々議員のほうで、どこをどういうふうに改善したのか、どういうふうに変わってきて

いるのかということを確認しようと思っても、要綱だと分からないですよね。変わったかどうかも分からない。いつ変えたかどうかも分からない。

その都度、例えば毎年4月になったら、今年1年でどこか変えたのですかと、こちらから聞いて答えていただかない限りは、調べようがないというような状況になりますが、これはほかの自治体でもね、規則を定めているところはたくさんあるのですけど、要綱にしておかないと駄目なのですか。

◎佐藤総務部長　お答えをいたします。

まず、本市の考え方というか、設定の仕方なのですけども、条例においては、市長答弁でも申しましたけれども、その趣旨、募集時の明示事項、申請書類の種類等、手続の基本となる事項を手続の条例で示している。

指定管理者の各施設の導入については、それぞれの設置条例で定めているということになっています。

それ以外の部分につきましては、これは事務処理上の手続ということで、要綱として定めているのですけれども、規則と要綱のすみ分けという部分については、基本的には、規則は、条例の委任を受け、住民に義務を課し、または、権利を制限するもの、または行政内部の事項を規定するものというふうになっておりまして、一方、要綱につきましても、行政内部の事項を規定するものでございますけれども、住民の権利義務に関する性質を有しない、職員が事務処理を進める上での基準を定めるものということになっておりますので、各自治体において考え方はあるのかもしれませんが、本市においては、そういう考えの下、要綱にしているということでございます。

この要綱について、公表でありますけれども、これは指定管理のホームページの中で、指定管理という部分があるのですが、その中に記載をしているところであります。

以上であります。

◆12番北山議員　次に、選定委員の中に市民を加えるところですが、御答弁の中では、限られた委員で構成していて、非常に専門性が必要な審査があるということで、これは市民ではなく、現状で定めている委員構成でというような御答弁だったかと思いますけれども、専門性が大事だということを強調されるのであれば、先ほど申し上げたように、その施設に関する専門性を持った委員、これがどうして入ってこないのかという部分は、さらに疑問が深まってしまいます。

それから、もう一つ、私が指摘した部分で、今、千歳市に足りないというのは、利用者としての立場、あるいは、第三者、つまり委任する自治体とか受任者である事業者ではなくて、その2つはモニタリングもしているのですけれども、それ以外の利用者目線で、こういうようなイベント、行事、使い方ができたらよいなというようなところを評価する項目というのが、当市の制度には足りないのではないかということを申し上げたつもりなのですけれども、そこに対する御見解がなかったので、専門性の必要性として、今の内部委員4人と学識経験を有する方にしなければいけない必然性が全然理解できなかったものですから、そこのところを分かりやすく教えていただけないでしょうか。

◎佐藤総務部長　お答えをいたします。

まず、指定管理者の選定委員会の委員構成の考え方でありますけれども、この委員会については、公の施設の管理者としてふさわしいかどうか、そういう視点で評価することを主眼としておりまして、そのために専門知識を有する外部委員4人と公の施設の設置責任のある内部委員4人で構成をしているということであります。

市民参加の考え方という部分については、市長答弁でも申し上げましたけれども、一定の専門性が求められることから、委員会への市民の選任は行っていないというところでありますけれども、市民参加という意味合いでは、指定管理事業者ですとか、市も独自にアンケート調査を実施しておりまして、これらのアンケートを通して、市民の皆様の実態的な声をお聞きして、指定管理の運営につなげているというところでありますので、これからもそのような形で、市民意見を指定管理制度の中に反映させていきたいという考えでございます。

以上であります。

◆12番北山議員　執行部のベストと思う方法は、今の御答弁にあったような方法だということは分かりましたけれども、私以外にも、ここの議場にいる他の議員も含めて、指定管理の望ましいやり方というのは、必ずしも執行部の考えている方法と一致するとは限らない、そういうような意見をちゃんと踏まえて、条例を含めて、選定の中に生かしていただくような方法をトータルで考えていただきたい、そういうことを申し上げておきたいと思います。

それでは、最後になりますが、先ほど当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務に、指定管理者の委任に関する行政処分も含まれるのですかという問いに対して、含まれますという御答弁がありました。

確認だけさせてください。

例えば、このような再就職者の方が、現職の職員に対して、指定管理の応募をした際に、今度、うちの事業所が指定管理に応募するので、よろしくお願いしますというようなことを言った場合、これを働きかけということになるとお考えですか。

◎佐藤総務部長　まず、制度の内容について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

この退職管理により規制されている働きかけ、あるいは、ロききという部分につきましては、あくまで元職員がその立場を利用して、自己に有利な取扱いを要求する等の場合などであって、市が法令や条例等により与えられた権限を行使するに当たって、公平性や中立性が阻害されると判断される場合ということになります。

この点、指定管理の応募やプロポーザルに対しましては、応募団体の事業計画ですとか経営状況等を説明、提案するものでありますので、有利な取扱いを要求する行為には該当しないということでありますが、具体的には、再就職者が現職職員に対して、再就職先が有利となる選定方法とするよう要求をすることですとか、選定に当たって公になっていない情報を提供するよう要求するなどの行為があれば、この働きかけに該当するものというふうに考えております。

以上であります。

◆12番北山議員　それでは、今後の推移を見守らせていただきたいと思います。

以上で、終わります。